

通所型サービス

■通所型サービスA(サービスコードA7)

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ (必須)介護予防運動 ○ (選択)入浴、レクリエーション、趣味活動等 ○ サービス提供の時間 ⇒ 3時間以上 ※送迎有
対象者	○ 要支援認定者及び事業対象者
サービス提供の考え方	○ 現行相当サービス対象者以外で、介護保険事業所によるサービスが必要なケース
事業の実施方法	○ 事業者指定(すべての事業所において改めて申請が必要)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・介護職員～15人に専従1以上 <li style="padding-left: 40px;">15人～利用者1人に専従0.2以上 ※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
サービス提供者	○ 指定通所介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○ 原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施 (ケアマネジメントA)
個別サービス計画	○ 必要に応じて作成
計画期間	○ 介護予防通所介護に準じる
単価	週1回程度 1月につき1,324単位 週2回程度 1月につき2,714単位 ※要支援2の方のみ ※加算なし ※要支援2の方が週1回利用の場合、週1回程度での請求になります
利用料	○ 1割～3割 ※入浴代、昼食代は実費負担 ※ともに事業所で設定のこと
給付管理	○ 対象 ・要支援者 ⇒ 介護度による予防給付の支給限度額 ・事業該当者 ⇒ 予防給付の要支援1の限度額
事業者への支払	○ 国保連経由での審査・支払